

議第174号

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を次のように行う。

平成20年 2月29日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

相 手 方	
事 件 の 種 類	退職手当の返還の請求
事 件 の 内 容	<p>本市の北福祉事務所支援保護課の職員であった相手方は、平成18年4月21日付けで退職し、本市は、相手方に対して、退職手当を支給した。</p> <p>その後、相手方は、在職中に生活保護法に基づく保護事務の業務として管理していた被保護者の預金を着服して横領した容疑で逮捕され、及び起訴され、京都地方裁判所で懲役2年（執行猶予4年）の刑に処する旨の判決を受け、同判決は、確定した。</p> <p>このため、本市は、京都市職員退職手当支給条例の規定に基づき、相手方に対し、既に支給した退職手当のうち税金等を差し引いた15,091,500円を返還するよう命じたが、相手方は、これに応じようとしなない。</p> <p>そこで、相手方に対し、当該金員の返還を求める訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を行おうとするものである。</p> <p>なお、裁判上の和解は、相手方が本市の請求額の全額の支払を約束する場合に、支払方法について譲歩するものに行うこととする。</p>

提案理由

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を行う必要があるので提案する。